



令和8年8月14日

島根地方最低賃金審議会
会長 藤本 晴久 殿

島根地方最低賃金審議会
島根県最低賃金専門部会
部会長 藤本 晴久

島根県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月14日、島根地方最低賃金審議会において付託された島根県最低賃金の改正決定について、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」に配意し、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので、島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会付帯決議を付して報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月12日発効の島根県最低賃金（時間額962円）は令和6年度の島根県の生活保護水準を上回っていたことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長	藤本 晴久
部会長代理	松本 洋子
	小田川真一

労働者代表委員

石川 昌平
景山 誠
久保田恭佳

使用者代表委員

金井 寿彦
多野 美和
橋本 浩一

島根県最低賃金

- 1 適用する地域
島根県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 092円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

令和8年度島根県最低賃金の改正に関する付帯決議

島根県の最低賃金については数年来、物価上昇が続く中で労働者の生活の安定と地域における人材確保を図る観点から、その引上げが求められている。

一方、県内の多くを占める中小・小規模事業者においては、原材料費、エネルギー費、人件費及び社会保険料等の負担が増加する中、価格転嫁や生産性向上が十分に進まず、厳しい経営環境が続いている。

最低賃金の継続的な引上げを、労働者の生活の安定、雇用の維持・拡大及び地域経済の持続的発展につなげるためには、賃金引上げの実施を事業者の努力だけに委ねるのではなく、国及び地方公共団体による実効性のある支援を一体的に講ずることが不可欠である。加えて、労働者の能力を発揮し、安心して働き続けることができる環境整備を講じることが必要である。

よって、島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会は、次の事項について強く要望する。

1. 中小・小規模事業者が継続的な賃上げを実施できるよう、価格転嫁及び適正取引を一層推進するとともに、生産性向上、省力化、人材確保等に対する支援策を拡充すること。あわせて、制度の周知、申請手続の簡素化及び迅速な支給を図ること。
2. 最低賃金の引上げに伴う賃金及び社会保険料等の事業主負担の増加に対し、社会保険料負担の軽減に限定することなく、助成、税制その他の方法を含め、これと同等の効果を有する直接的かつ実効性のある負担軽減策を講ずること。
3. 最低賃金引上げ後の県内事業者の経営、雇用、価格転嫁、設備投資及び賃金の状況を継続的に把握すること。また、支援策の利用件数、支給額その他の実績及び効果について、可能な限り具体的な数値をもって本審議会に報告すること。
4. 地域ごとに経済、雇用、物価及び企業の賃金支払能力に差異があることを踏まえ、地域を超えた会議体を設置し、議論することに留まらず、地方最低賃金審議会の意見及び審議上の課題を把握し、中央最低賃金審議会及び国の政策に反映させる仕組みを整備すること。
5. 以上の要望事項については、これらに係る各事業、制度等を所管する関係省庁に確実に報告するとともに、これらに係る検討状況、対応内容及び具体的な成果を、次年度の最低賃金審議において検証できるよう、次年度の審議開始までに本審議会に報告すること。また、実現が困難な事項については、その理由を明らかにするとともに、当該要望の趣旨を踏まえた代替措置を検討すること。

令和8年8月14日

島根地方最低賃金審議会 最低賃金専門部会

島根県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 島根県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 962円
- (3) 発 効 日 令和6年10月12日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和6年度
- (3) 生活保護水準（令和6年度）
生活扶助基準（第1類費及び第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の
島根県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額
（92,880円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると島根県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$962 \text{ 円（島根県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 137,769 \text{ 円}$$